

町田市宅地開発事業に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年(2012年) 2 月 2 7 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市宅地開発事業に関する条例の一部を改正する条例

町田市宅地開発事業に関する条例（平成１６年６月町田市条例第４０号）の一部を次のように改正する。

第２３条第１項第３号ア中「公共下水道事業認可区域内」を「公共下水道事業計画区域内」に、「認めた」を「認める」に改め、同号イ中「公共下水道事業認可区域外」を「公共下水道事業計画区域外」に改め、同項第７号中「計画戸数（事業区域内において予定される建築物（集合住宅にあつては、人の居住の用に供する部分）の数をいう。以下同じ。）９戸以上の宅地開発事業にあつては」を「町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成５年９月町田市条例第２８号）の規定により」に改め、同項第９号中「計画戸数」の次に「（事業区域内において予定される建築物（集合住宅にあつては、人の居住の用に供する部分）の数をいう。）」を加え、同条第３項中「第２１条の４」を「第２条第４号」に、「特定施設」を「特定都市施設」に、「第２１条第２項に規定する整備基準等」を「第２８条及び同条例第３１条の規定」に改める。

附 則

この条例は、平成２４年４月１日から施行する。ただし、第２３条第３項の改正規定は、公布の日から施行する。

改正後	改正前
(公共・公益施設の整備) 第 23 条 事業者は、宅地開発事業の施行に際しては、前章に定めるもののほか、次の各号に掲げる公共・公益施設について、それぞれ当該各号に定める基準に適合するよう整備しなければならない。ただし、宅地開発事業が開発行為でないときは、第 20 条、第 21 条並びにこの条第 1 項第 1 号ア、ウ及びエ並びに第 2 号の規定を除く。 (1)・(2) 略 (3) 下水道施設 下水の排除方式を分流式とするとともに、次に掲げる基準により整備すること。 ア <u>公共下水道事業計画区域内</u>にあつては、排水処理可能な地点まで整備すること。ただし、地域の状況によりやむを得ないと市長が<u>認める</u>ときは、この限りでない。 イ <u>公共下水道事業計画区域外</u>にあつては、市長と協議の上、適切に処理すること。 (4)～(6) 略 (7) ごみ集積所 <u>町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例(平成 5 年 9 月町田市条例第 28 号)の規定により、ごみ集積所を設置すること。</u> (8) 略 (9) 学校用地 計画戸数<u>(事業区域内において予定される建築物(集合住宅にあつては、人の居住の用に供する部分)の数をいう。)</u>1,000 戸以上の宅地開発事業にあつては、市長と協議の上、学校用地を確保すること。	(公共・公益施設の整備) 第 23 条 事業者は、宅地開発事業の施行に際しては、前章に定めるもののほか、次の各号に掲げる公共・公益施設について、それぞれ当該各号に定める基準に適合するよう整備しなければならない。ただし、宅地開発事業が開発行為でないときは、第 20 条、第 21 条並びにこの条第 1 項第 1 号ア、ウ及びエ並びに第 2 号の規定を除く。 (1)・(2) 略 (3) 下水道施設 下水の排除方式を分流式とするとともに、次に掲げる基準により整備すること。 ア <u>公共下水道事業認可区域内</u>にあつては、排水処理可能な地点まで整備すること。ただし、地域の状況によりやむを得ないと市長が<u>認めた</u>ときは、この限りでない。 イ <u>公共下水道事業認可区域外</u>にあつては、市長と協議の上、適切に処理すること。 (4)～(6) 略 (7) ごみ集積所 <u>計画戸数(事業区域内において予定される建築物(集合住宅にあつては、人の居住の用に供する部分)の数をいう。以下同じ。)</u>9 戸以上の宅地開発事業にあつては、ごみ集積所を設置すること。 (8) 略 (9) 学校用地 計画戸数 1,000 戸以上の宅地開発事業にあつては、市長と協議の上、学校用地を確保すること。

町田市宅地開発事業に関する条例新旧対照表

__部分は改正部分

改正後	改正前
(10) 略 2 略 3 事業者は、宅地開発事業の施行により整備する公共・公益施設が町田市福祉のまちづくり総合推進条例(平成5年12月町田市条例第42号)第2条第4号に規定する<u>特定都市施設</u>に該当するときは、同条例第28条及び同条例第31条の規定を遵守しなければならない。	(10) 略 2 略 3 事業者は、宅地開発事業の施行により整備する公共・公益施設が町田市福祉のまちづくり総合推進条例(平成5年12月町田市条例第42号)第21条の4に規定する<u>特定施設</u>に該当するときは、同条例第21条第2項に規定する<u>整備基準等</u>を遵守しなければならない。